

二酸化炭素排出抑制に資する設備の設置における 義務緑化面積の緩和

規則 別表第17の2の部 備考7

届出者からの提案を受け、二酸化炭素排出削減量やエネルギー削減量等に応じて、義務緑化面積の一部を緩和します。

ただし、届出前の個別協議（窓口：兵庫県都市政策課）を経て、知事が適当と認めるものに限ります。

【想定する設備】：小型風力発電設備など（建築物の敷地に設置したものに限ります）

例えば、小型風量発電設備であればその発電量を既に緑地面積とみなしている太陽電池の設置面積に置き換え、緩和できる緑地面積を算定します。

事前の個別協議が必要になります

二酸化炭素排出削減量や発電量などは、届出者から提示するものとし、県都市政策課との個別協議を要します。また、緩和する緑地面積だけでなく、緑化計画全体についても協議が必要です。

